

土技第741号  
令和4年9月1日

関係各位 殿

沖縄県土木建築部  
技術・建設業課長  
(公印省略)

「経営事項審査の事務取扱いについて」の改正に伴う  
再審査の実施について

平素より沖縄県の土木建設行政に関しご協力いただき感謝申し上げます。

標記について、令和4年8月15日付経営事項審査の基準改正に伴い建設業法施行規則第20条第2項に基づく再審査を下記のとおり受付することとなりましたので、貴団体会員等への周知をお願い致します。

再審査の詳細につきましては、沖縄県土木建築部技術・建設業課のホームページに掲載しますので、御参照下さい。

なお、再審査の受審は希望者のみで、受審を強制するものではないことを申し添えます。

記

- 1 改正の概要：令和4年8月15日より監理技術者の経審上加点可能な期間の変更  
改正前：監理技術者講習の受講日から5年間  
改正後：            "            の受講日の翌年の開始日から5年間
- 2 再審査対象：再審査の申請時点で有効な経営事項審査結果通知であること  
\* 上記改正以外の再申請は不可。
- 3 受付期間：令和4年8月15日～12月12日迄（改正の日から120日以内）
- 4 手数料：無料
- 5 提出書類：①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の14）  
②受審済の、経営事項審査申請書（写）  
③②の、「経営事項審査結果通知書」の写し  
④変更後の、技術職員名簿（様式第25号の11別紙二）  
⑤変更後の、監理技術者資格証の写し（表・裏）  
\* 技術職員の追加はできません。

6 提出部数：正本1部（提出用）・副本1部（申請者控え）

※提出書類は上記の順に並べ、左上をホッチキス等で留めて提出。  
フラットファイル等に綴る必要はありません。

7 申請書提出先

北部土木事務所	名護市大南 1-13-11	TEL 0980-53-1255
中部土木事務所	沖縄市美原 1-6-34	TEL 098-894-6510
南部土木事務所	那覇市旭町 116-37	TEL 098-866-1129
宮古土木事務所	宮古島市平良西里 1125	TEL 0980-72-2769
八重山土木事務所	石垣市真栄里 438-1	TEL 0980-82-2217

8 お問い合わせ先：沖縄県土木建築部技術・建設業課

建設指導契約班 TEL 098-866-2374